

人材育成の仕組みの方向性

令和 2 年 6 月 30 日
農村振興局

目 次

1	検討事項	1
2	人材育成の必要性	5
3	育成すべき人材像（案）	16

1 検討事項（第1回検討会）

検討事項

検討事項 1：農村の実態・要望を把握し、課題解決につなげていく仕組みの構築

(第1回検討会資料より作成)

- 農村の振興のためには、集落（あるいはそれ以上の括り）の活性化が基本であるが、集落が抱える課題は、一律一様ではないため、農村の実態や要望を現場に出向いて直接把握し、課題の解決を図ることが必要。
- こうした取組は、本来的には市町村が主体的に実施すべき事項と考えられるが、体制の脆弱化等により集落が抱える課題が十分に把握されておらず、解決に向けた取組も行われていないおそれ。
- こうした問題意識を踏まえ、

第2回・第3回検討会検討事項

- 農村の実態・要望の把握、把握した内容の調査・分析、課題解決を一貫して実践する人材を育成する仕組み、市町村に加え、都道府県、地域運営組織、農業協同組合、公民館等の地域づくりに取り組む団体・施設の職員等を想定
地方農政局や各県拠点の職員が、関係府省の地方組織や本省とも連携し、市町村や都道府県の職員とともに集落に出向きつつ、集落の実態・要望を把握し、把握した内容を調査・分析した上で、課題解決に向けてフォローすることにより、こうした取組を実施する体制づくりや の仕組みの活用を市町村や都道府県に促す仕組み、を構築することを検討してはどうか。
- また、こうした仕組みの実践等の中で、既存の施策では解決が困難な課題が抽出された場合には、関係府省で連携して新たな施策を企画・立案していくこととしてはどうか。

検討事項 2：政府全体で施策が十分に講じられていない課題への対応策の検討

- 農村を舞台として、複合経営等の多様な農業経営、農村発イノベーションをはじめとした地域資源の高付加価値化等の取組を様々に組み合わせ、所得と雇用機会を確保するとともに、「半農半X」などの魅力的かつ多様なライフスタイルを実現するための関係府省で連携した支援方策について検討する。
活用可能な農村の地域資源を発掘し、磨き上げた上で、これまでにない他分野と組み合わせる取組
- 同時に、様々なきっかけを通じて地域への関心や関わりを持った者（関係人口）が、農業や農村への関心や関わりを段階的に深め、援農・就農等にもつなげていくための関係府省で連携した支援方策について検討してはどうか。

実態・要望の把握、課題解決までを一貫して実践する人材を育成する仕組み（案）

- あらゆる世代の人々が参画して行う地域の将来像についての話し合いを促していく。
- 併せて、少子高齢化・人口減少、地方自治体の職員数の減少にも配慮しつつ、こうした話し合いを促す人材を育成していく。

【地域の将来像の話し合いのプロセスのイメージ】

地域の人々の心に火が点る！



(40年前)

みんなで
将来について
話し合おう！

このままじゃ
俺たちの集落が
無くなってしまう。

自発的取組への移行



みんなで話し合ったことを
一つ一つ行動に移していこう！

集落診断

集落の現状・課題
を知って、話し合う
範囲を決めよう！

取り組むべき優先課題は見えた！



構想づくり

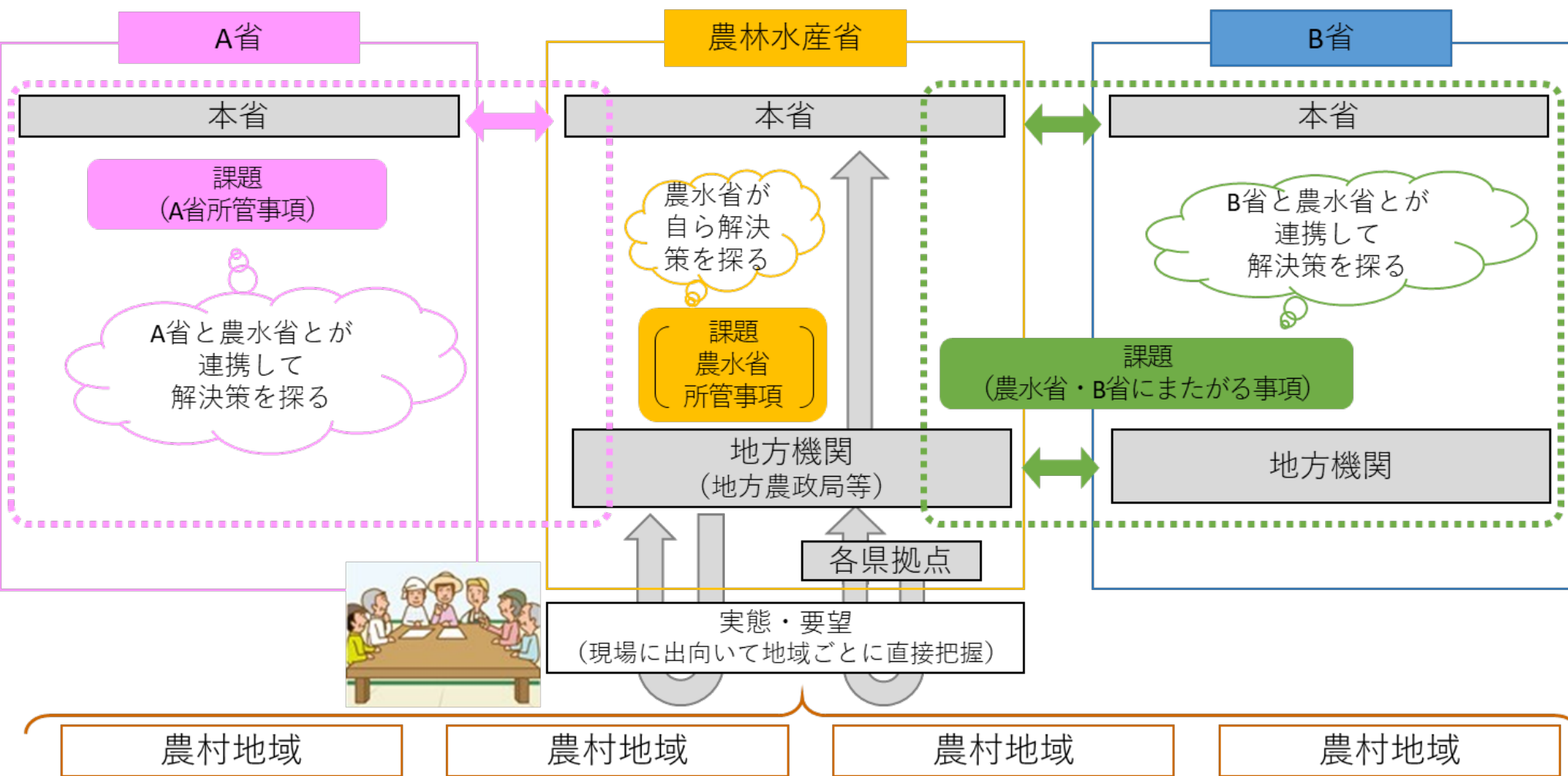
10年後の集落を
こんな風にしていこう！



ワークショップを重ねて

地方農政局や各県拠点の職員が集落の実態・要望を把握し、課題解決に向けてフォローする仕組み（案）

（関係府省等が連携した課題解決の仕組みのイメージ）

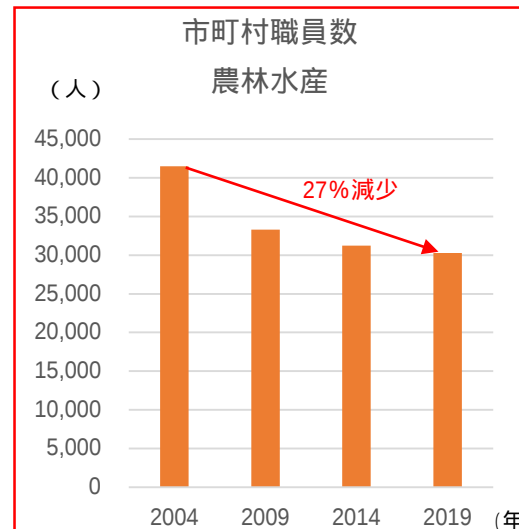
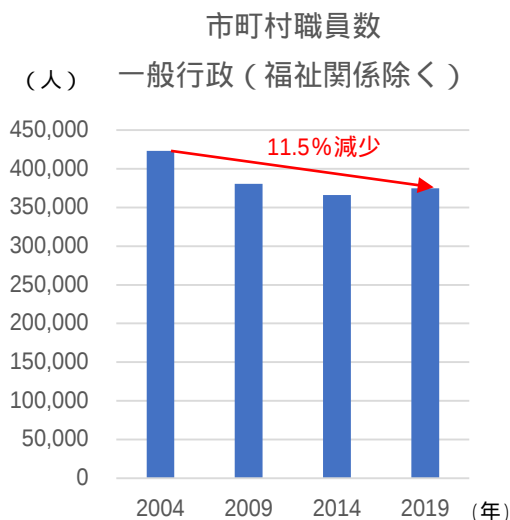
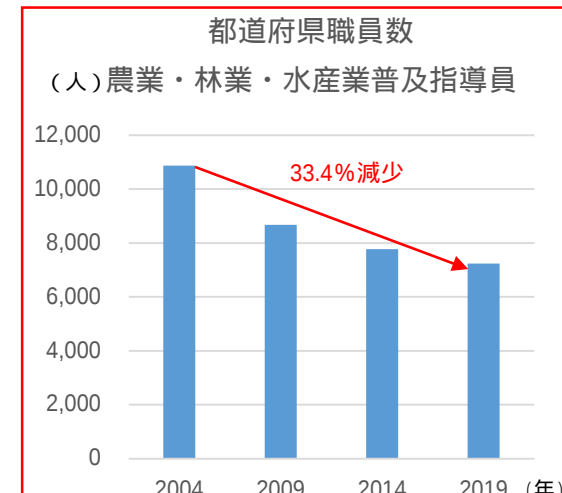
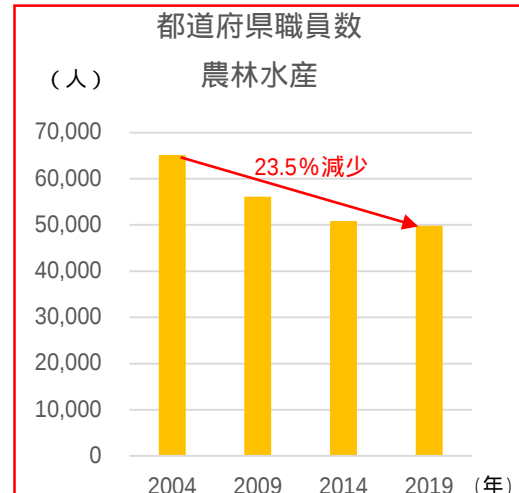
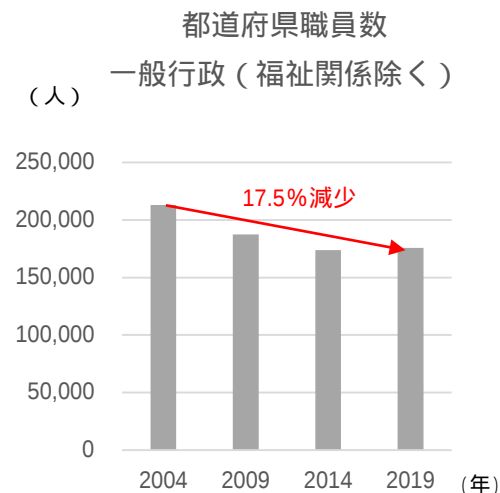


関係府省だけでなく、都道府県や市町村、民間事業者など、地域の振興に係る関係者と連携

2 人材育成の必要性

地方自治体の職員減少状況

- 都道府県・市町村ともに、一般行政職員数は2004年(平成16年)から2019年(平成31年)までの15年間で10%以上減少。(ただし、防災や地方創生、子育て支援への対応により、直近5年間は微増)
- 農林水産分野、農業・林業・水産業普及指導員は、23.5～33.4%と更に大きく減少。



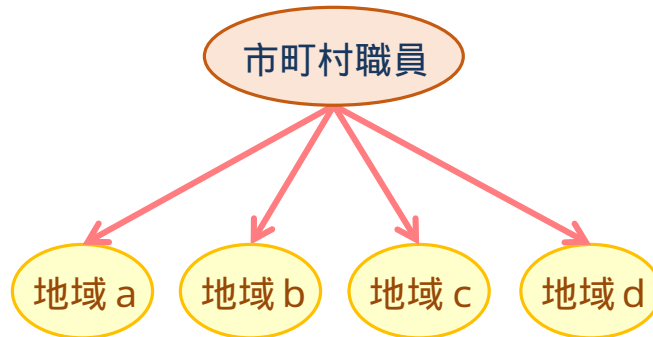
(出典) 総務省「地方公共団体定員管理調査結果」から作成。
(一部事務管理組合の職員を除いている)

地方自治体の職員減少の影響

- 現場に近い地方自治体職員の減少により、地域との関係性が希薄化。
- 地域への「目配り機能」（市町村職員が中心）が、低下しているおそれ。

（これまで）

地域への「目配り」^{（注）}



（注）都道府県職員が直接地域への「目配り」を行う場合や、地域運営組織等の職員が市町村の職員の地域への「目配り」を補完する場合等も想定される。

地域への「目配り」（イメージ）



お！また来たか～！

もちろん！
僕も地域の一員ですから！

（現状）



アイツ最近、
顔見せねえな。



人員不足等の影響から、地域への「目配り」の取組に温度差。



地域への「目配り」を促していくためのサポートを行う必要性が増大。

足を運びたいのに
時間が無いなあ。

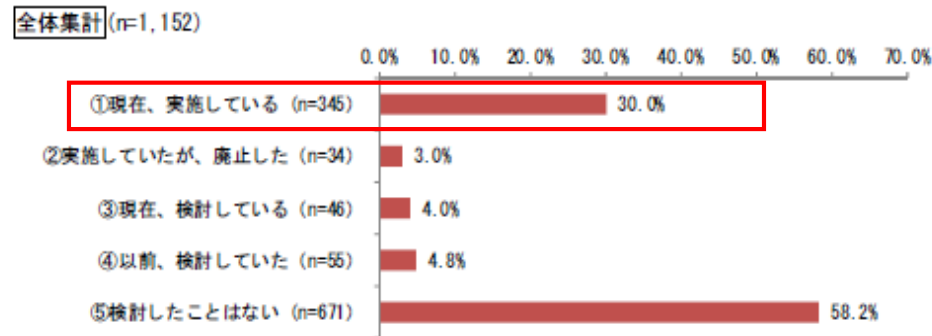


市町村職員

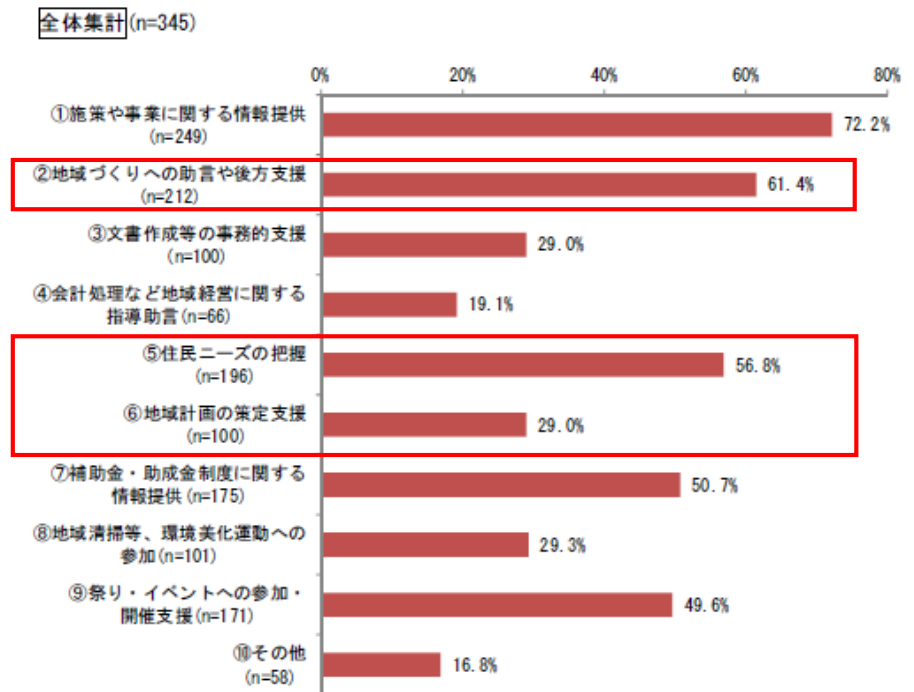
地域担当職員制度

- 地域担当職員制度とは、地方自治体職員を各地域の担当者として配属し、住民とともに地域課題の解決を図る制度で、3割の自治体が実施している。
- 「地域づくりへの助言や後方支援」、「住民ニーズの把握」、「地域計画の作成支援」など、地域課題の把握・解決に向けた取組をサポートしている地域担当職員も多い。

【(1) 地域担当職員制度の実施状況】



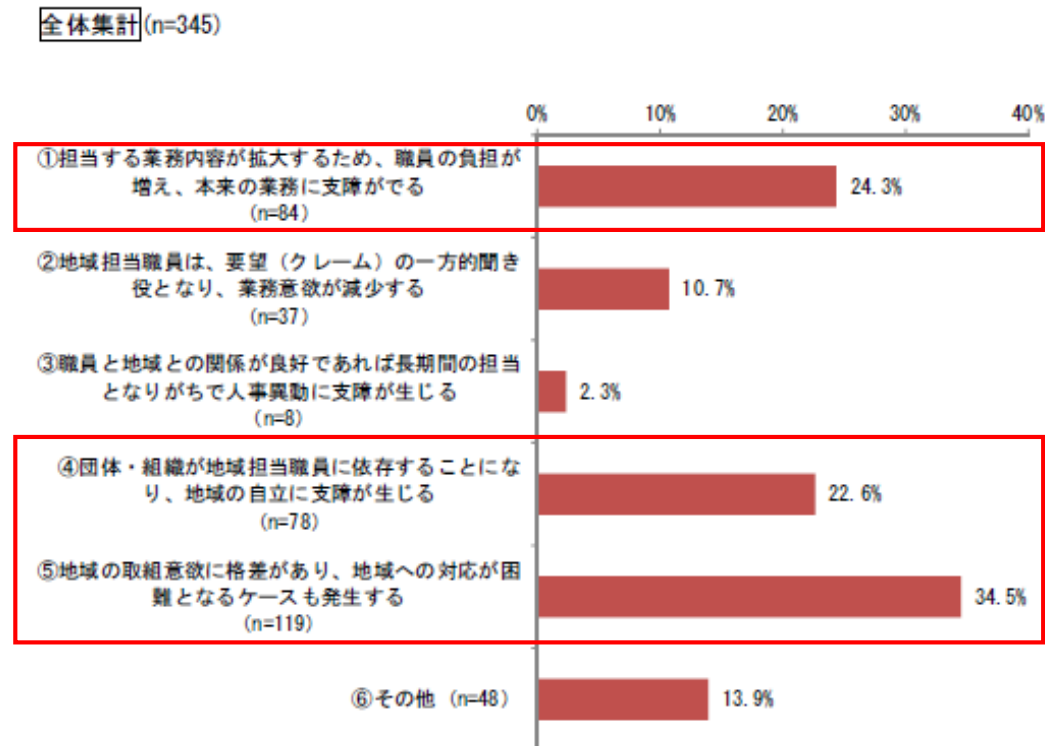
【(2) 地域担当職員の活動内容 (複数回答)】



地域担当職員制度の課題

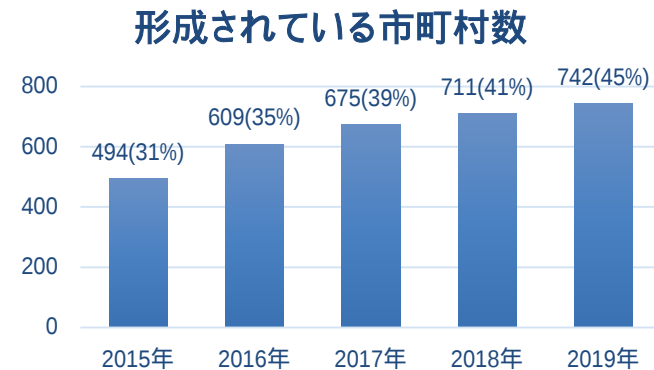
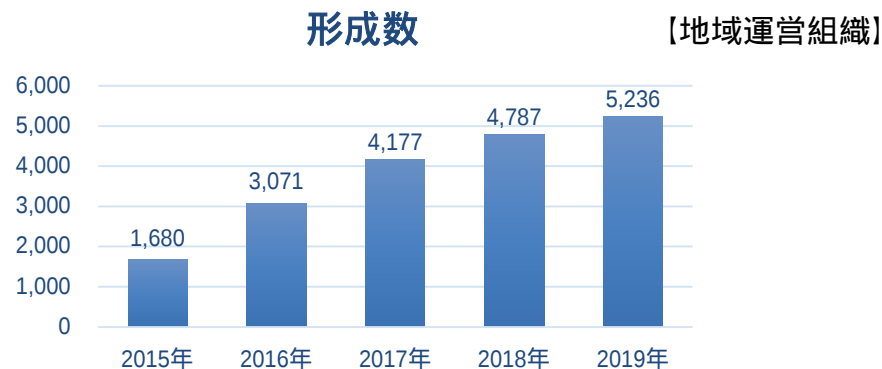
- 地域担当職員制度の課題として、
 - 職員の負担増により、本来業務に支障が出ている
 - 地域担当職員への依存により、地域の自立に支障が出ている
 - 地域の取組意欲に格差がある
- などが挙げられる。

【(3) 地域担当職員制度の課題(複数回答)】



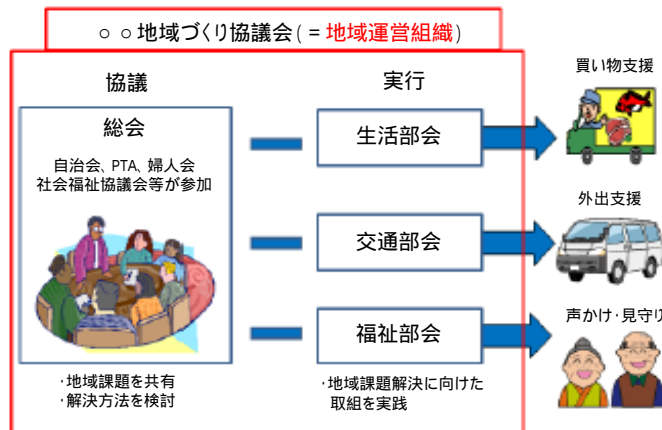
地域運営組織

- 地域運営組織とは、地域の暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織。
- 近年、地域運営組織の形成数、形成している市町村数は増加。組織形態としては、協議機能と実行機能を同一の組織が併せ持つ「一体型」、協議機能と実行機能を組織を別々に形成している「分離型」など、地域の実情に応じて様々。

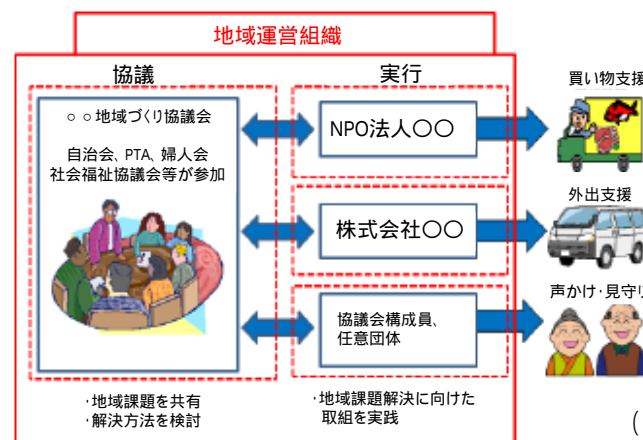


(出典)・内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局「小さな拠点・地域運営組織の形成推進に関する有識者懇談会」(2019年10月)
・総務省「地域運営組織の活動状況におけるアンケート調査結果」(2020年4月)

○ 一体型のイメージ



○ 分離型のイメージ

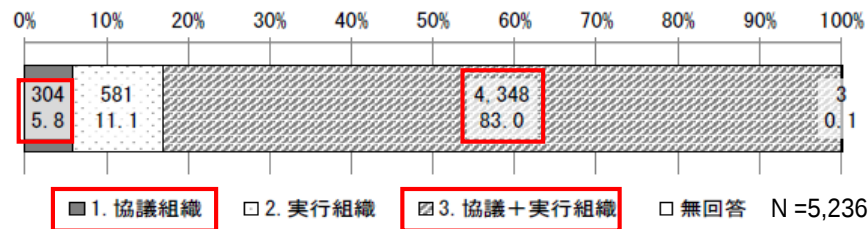


(出典)総務省HP

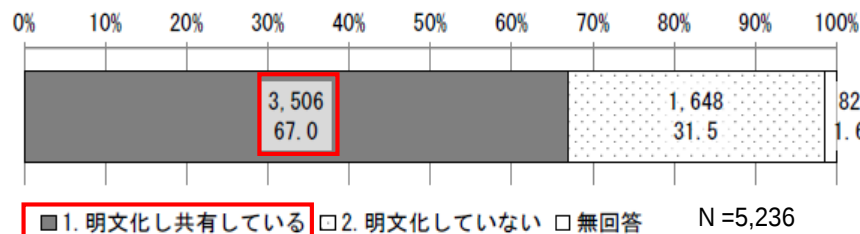
地域運営組織の状況と課題

- 約9割の地域運営組織が、協議機能（地域課題を共有して解決方法を検討・決定するための機能）を有している。また、約3分の2の地域運営組織が地域の将来ビジョンを明文化し、共有している。
- 約半数の地域運営組織が、活動上の課題として、地域住民の「当事者意識の不足」を抱えている。

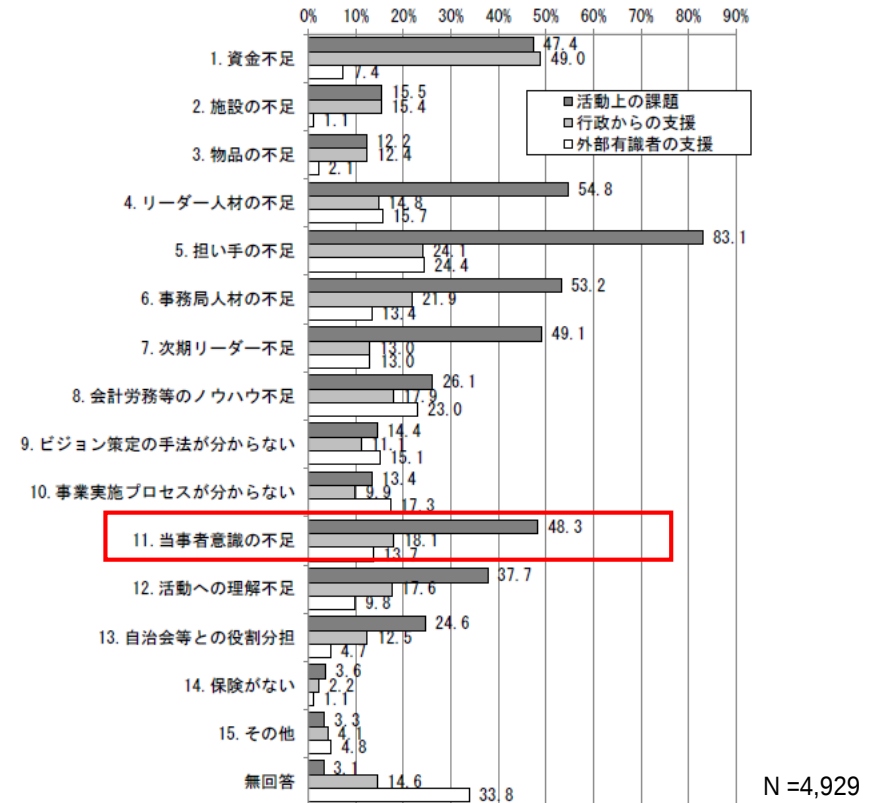
【(1) 地域運営組織における協議機能と実行機能の有無】



【(2) 地域運営組織における地域の将来ビジョンの明文化】

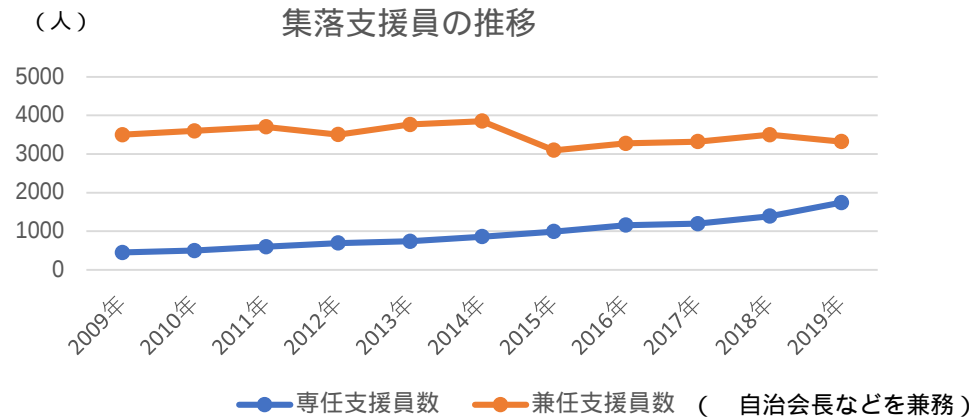


【(3) 活動上の課題と望まれる支援(複数回答)】



集落支援員

- 集落支援員とは、地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有しており、地方自治体からの委嘱を受け、市町村職員と連携し、集落への「目配り」として集落の巡回、状況把握等を実施する人材のこと。
- ・地方自治体 集落支援員を設置し、集落支援員と協力して集落対策を推進
- ・総務省 地方自治体に対して、財政措置(支援員一人当たり350万円(他の業務との兼任の場合一人当たり40万円)を上限に特別交付税措置)、情報提供等を実施
特別交付税の対象経費・・・集落支援員の設置に要する経費・集落点検の実施
- 集落支援員を設置する自治体数は増加しており、また、専任の支援員の割合が増えている傾向。



(注) 2009-2011年の兼任支援員数はおよその数値である

(出典) 総務省HPより作成



(出典) 総務省HPより作成

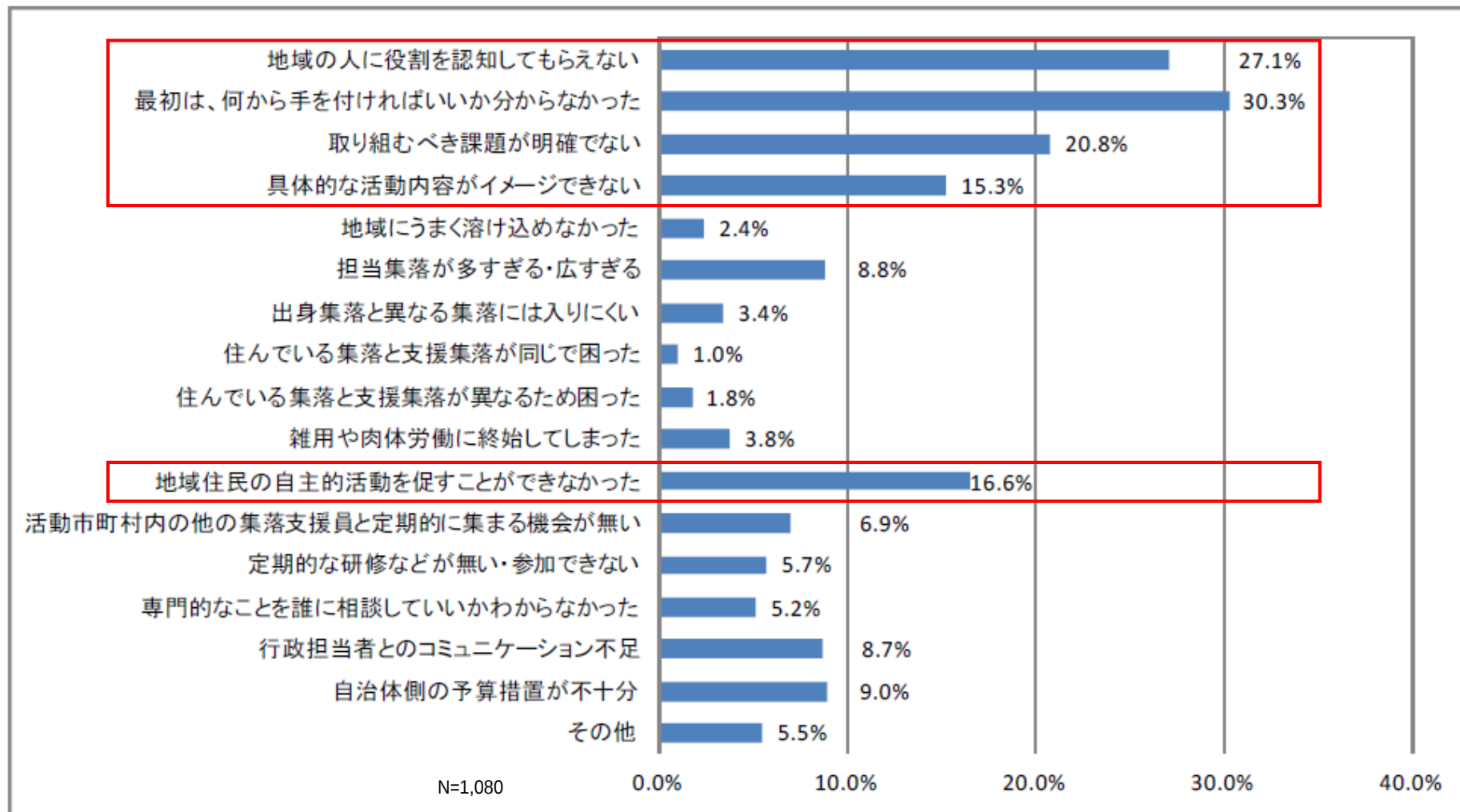
【その他の分野横断的な集落への目配りを目的とした主な制度】

事業	概要	人数	所管
地方創生コンシェルジュ	「地方版総合戦略」に沿って地方創生に取り組む自治体に対し、国の職員がサポート。	938人 (2019年7月)	内閣府
普及指導員	農業改良助長法に基づき、都道府県に設置された普及指導員が農業者に直接接し、技術・経営指導を行う。	6,102人 (2020年4月)	農林水産省

集落支援員として活動する中での苦勞や問題、課題

- 集落支援員として活動する中での苦勞や問題、課題として、
 〇何から手を付ければいいのか分からない
 〇地域住民の自主的活動を促すことができない
 といった趣旨のものが上位を占めている。

【集落支援員として活動する中での苦勞や問題、課題(複数回答)】

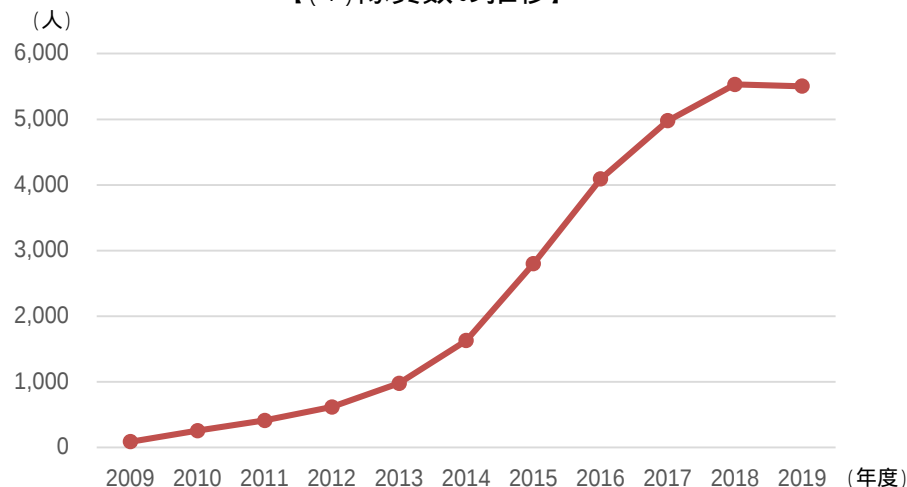


(出典)総務省「過疎地域等の自立促進に向けた集落支援員の活動実態に関する調査研究事業報告書」(2016年4月)

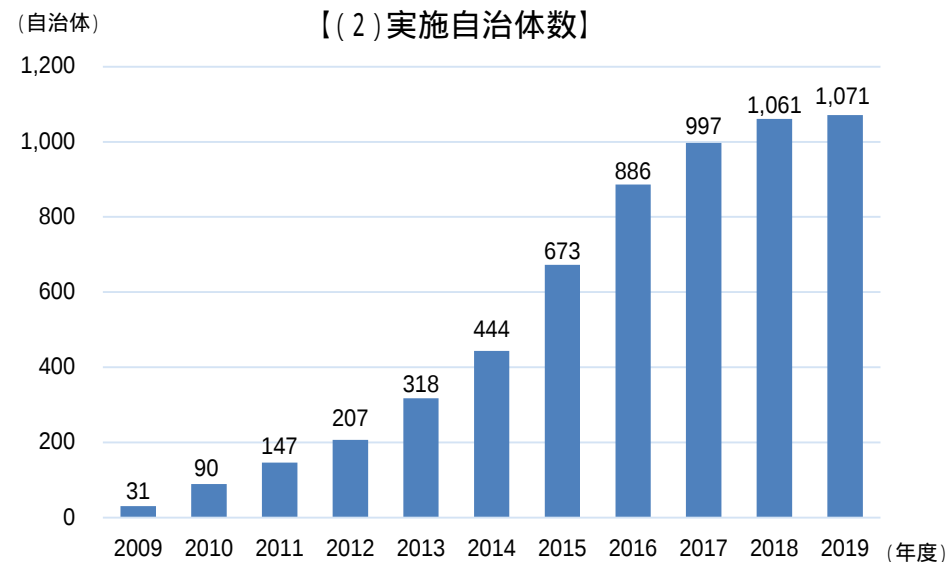
地域おこし協力隊

- 地域おこし協力隊とは、都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、生活の拠点を移した者を、地方自治体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。隊員は、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組。
- 活動期間は、概ね1年以上3年以下。
- 地域おこし協力隊取組自治体に対し、隊員の活動経費、起業・事業継承経費、募集経費等を特別交付税措置。また、都道府県が実施する地域おこし協力隊等を対象とする研修等の経費及びOB・OGを活用した現役隊員向けのサポート体制の整備に要する経費について、普通交付税措置。
- 隊員の約7割が20～30歳代。また、隊員の約4割が女性。
- 任期終了後、約6割が同じ地域に定住(2019年3月末調査時点)

【(1) 隊員数の推移】



【(2) 実施自治体数】



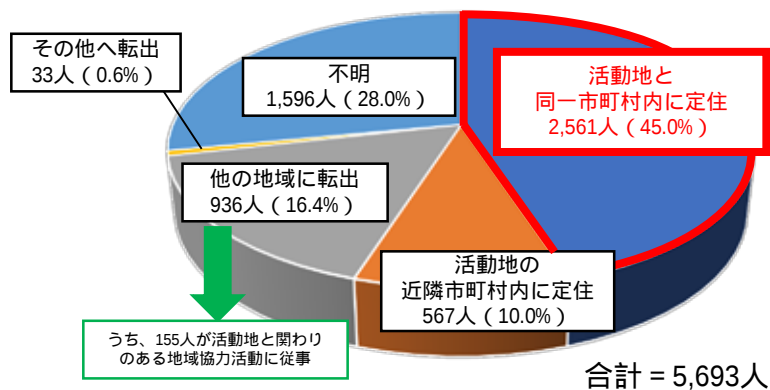
総務省の「地域おこし協力隊推進要綱」に基づく隊員数

平成26年度以降の隊員数には、「地域おこし協力隊」に名称を統一した「(旧)田舎で働き隊(農林水産省)」の隊員数(2014年度:118人、2015年度:174人、2016年度:112人、2017年度:146人、2018年度:171人)が含まれる。

地方おこし協力隊の任期終了後の動向

- 地域おこし協力隊員の約半数が、任期終了後、活動地と同一市町村内に定住しており、その中には、地域づくり関連の活動に取り組んでいる元隊員も一定程度存在。

【（３）任期終了後定住した隊員の定住、転出の動向】



【（４）同一市町村に定住した隊員の進路】

起業

- 飲食サービス業（古民家カフェ、農家レストラン等） 155名
- 美術家（工芸含む）、デザイナー、写真家、映像撮影者 112名
- 宿泊業（ゲストハウス、農家民宿等） 107名
- 6次産業（猪や鹿の食肉加工・販売等） 80名
- 小売業（パン屋、ピザの移動販売、農作物の通信販売等） 73名
- 観光業（ツアー案内、日本文化体験等） 52名
- まちづくり支援業（集落支援、地域ブランドづくりの支援等） 43名

ほか
準備中を含む

事業継承

11名（酒造の承継、民宿の承継等）

就業

- 行政関係（自治体職員、議員、集落支援員当） 307名
- 観光業（旅行業・宿泊業等） 130名
- 農林漁業（農業法人、森林組合等） 87名
- 地域づくり・まちづくり支援業 76名
- 医療・福祉業 55名
- 小売業 49名
- 製造業 45名
- 教育業 38名
- 飲食業 35名

ほか

就農・就林等

- 農業 266名
- 林業 31名
- 畜産業 12名
- 漁業・水産業 5名

ほか
準備中・研修中を含む

3 育成すべき人材像（案）

育成すべき人材像（案）

- 地域への「目配り」をする地方自治体職員の減少や体制の脆弱化等の課題に対応し、
地域（集落あるいはそれ以上の範囲）の活性化に向けて、
地域の人々への動機づけや、地域の内発性を促す環境づくりを行い、
地域の現状を把握し、ともに活動を進めていくべき地域の範囲を設定の上、
ワークショップ等により、地域における実践計画を作成し、
継続的かつ内発的な実践活動へ移行する

というプロセスに沿って、

地域の人々が自発的に、考え、気づき、行動できるよう継続的にコーディネートする人材。

動機づけ
(地域が自ら取り組みたくなる
環境づくり)



現状把握
(地域の範囲の設定)



実践（行動）計画づくり



実践活動への移行



写真：農山漁村ナビHP(農林水産省)より

～ に沿ってコーディネートする地域づくり人材の育成手法の検討が必要！

<課題>

- a 地域づくり人材には、どのようなスキルが必要か。
- b 地域づくり人材は、どのように育成すればよいか。
- c 地域づくり人材の資質は、どのように担保すればよいか。
- d 地域づくり人材は、どのような立場の人材がふさわしいか。



地域づくり人材